

各介護保険サービス事業所等 管理者 様

船橋市 介護保険課長
高齢者福祉課長
指導監査課長

新型コロナウイルス感染拡大防止対策の再徹底について（通知）

平素より本市の福祉行政の推進にあたり、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、貴事業所等におかれましては、日頃より新型コロナウイルス感染症の感染防止対策についてご尽力いただいているところではありますが、全国的には新規感染者数が減少傾向にあるとはいえ、感染力の強いデルタ株に全国的にはほぼ置き換わったと考えられ、市内高齢者施設等でもクラスターが発生しております。

また、高齢者施設等で、マスク無しでの職員等の会話、換気が十分でない等の状況及び新型コロナウイルスワクチンを接種したのちに感染している等の状況が確認されております。

つきましては、下記を参考として、事業所等内に限らず運営法人も含めた職員全体で、改めて新型コロナウイルスの感染拡大防止対策について確認、共有、徹底を行っていただきますようお願い申し上げます。

記

1. 感染拡大防止対策の再徹底

令和3年2月2日付、船指監第1604号にて通知（※1）した感染防止対策等の再徹底をお願いします。また、日ごろの感染対策として、「新型コロナウイルス感染症対策に係るチェックリスト」（※2）の活用を併せてお願いします。

各事業所等におかれましては、改めて以下について注意していただき、感染拡大の防止に努めていただくようお願いいたします。

①健康観察の再徹底（原則：毎日）

- （1）利用者及び職員の検温結果、症状（風邪、下痢症状等）の有無について記録する。
- （2）管理者等の責任者が健康観察の記録を確認し、陽性者が発生した際は速やかに健康観察記録簿を保健所へ提出する。

②換気の再徹底

換気が各部屋、廊下等で十分にされるよう、給気、排気、空気の流れ等を確認する。
必要に応じて、サーキュレータ、機械式換気装置を活用すること。

③職員への注意喚起

- （1）有症状の場合には、出勤しないことを徹底する。
- （2）特に、昼食、休憩時にマスクなしでの会話をしないこと。

④体制、人員等の確保

施設等内で陽性者が発生した場合を想定した、法人内での体制、人員、設備等の確保のシミュレーション（計画策定）をお願いします。また、「新型コロナウイルス感染症対策に係るチェックリスト」（※2）の改めでの活用、確認をお願いします。

⑤従事者検査について

(1) 市検査、日本財団等の従事者検査へのご理解と受検をお願いします。

(現在対象としているサービスについては、10月以降も継続して実施するよう準備を進めています。)

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kansenshou/001/p090763.html>

トップ > 健康・福祉・衛生 > 感染症・難病・健康被害 > 感染症 > 高齢者施設等の従事者への定期的な検査の継続実施（7月から9月）

参考

【船橋市ホームページ】

○社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/05/p076527.html#3

トップ > 産業・事業者向け > 福祉・子育て支援事業者 > 高齢者福祉サービス事業者 > 高齢者福祉サービス事業者に関する共通事項 > 社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について

※1：感染防止対策等の再徹底について（令和3年2月2日付、船指監第1604号）

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/05/p076527_d/fil/210202_zimurenraku201.pdf

トップ > 産業・事業者向け > 福祉・子育て支援事業者 > 高齢者福祉サービス事業者 > 高齢者福祉サービス事業者に関する共通事項 > 社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について > 高齢者福祉施設等

・(2/2) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策の再徹底等について

※2：日ごろからの新型コロナウイルス感染症対策に係るチェックリストについて

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/002/03/p076995.html

トップ > 産業・事業者向け > 福祉・子育て支援事業者 > 高齢者福祉サービス事業者 > 高齢者福祉サービス事業者に関する共通事項 > 新型コロナウイルス感染症対策に係るチェックリスト

【この通知に関する問い合わせ】

船橋市福祉サービス部 指導監査課

・指導監査第二係（入所・入居系）

TEL 047-404-2712 FAX 047-436-2139

・指導監査第三係（通所・訪問系）

TEL 047-436-2782 FAX 047-436-2139